

○国土交通省告示第千四十九号

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第一百四十六条の三十の規定に基づき、航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示

航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中第六号を第十二号とし、第五号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 記録された情報の取出し及び再生のための管海官庁が適当と認める措置を講じたものであること。

十一 性能試験を行う機能を有するものであること。

第二十五条中第四号を第八号とし、同条第三号中「修正」を「記録された情報の修正」に改め、同号を第七号とし、第二号を第六号とし、同条第一号中力をヨとし、チからワまでを、リからカとし、トの次に次のように加える。

チ 船舶に設置される場合には、電子海図情報表示装置

第二十五条第一号に次のように加え、同号を第五号とする。

タ 船舶自動識別装置

レ 船舶に設置される場合には、電子傾斜計

ソ 機器構成データ

ツ 船舶に設置される場合には、電子航海日誌

第二十五条に第一号から第四号として次の四号を加える。

一 次に掲げる記録媒体を備えているものであること。

イ 固定式記録媒体

ロ 自動浮揚式記録媒体

ハ 長時間記録媒体

二 記録媒体は、次に掲げる記録媒体の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。

イ 固定式記録媒体 四十八時間以上の情報を記録することができ、かつ、記録に関する動作の終了後、記録された情報を二年間以上保存することができるものであること。

ロ 自動浮揚式記録媒体 四十八時間以上の情報を記録することができ、かつ、記録に関する動作の終了後、記録された情報を六ヶ月間以上保存することができるものであること。

ハ 長時間記録媒体　七百二十時間以上の情報を記録することができ、かつ、船内の容易に近づくことができる場所から記録された情報を取り出せるものであること。

三 固定式記録媒体は、次に掲げる要件に適合する固定式保護容器に搭載されること。

イ 外部は非常に見やすい色であり、再帰反射材（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第四十二条の二の規定に適合するもの。次号において同じ。）が取り付けられているものであること。

ロ 水中での位置を特定するための装置を備えているものであること。

ハ 船舶に事故が発生した後、記録された情報を取り出せるものであること。

四 自動浮揚式記録媒体は、次に掲げる要件に適合する自動浮揚容器に搭載されること。

イ 船舶の沈没の際自動的に浮揚して船舶から離脱するよう積み付けられていること。

ロ 回収を容易にするための手段を講じたものであること。

ハ 再帰反射材が取り付けられているものであること。

ニ 船舶救命設備規則第三十九条各号に掲げる要件に適合するものであること。

ホ 位置を特定するための信号を、百六十八時間以上の期間にわたって、四十八時間以上送信することができるものであること。

ヘ 前号ハに掲げる要件

第三十条第一号中「（昭和四十年運輸省令第三十六号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現に船舶に備え付けられている航海情報記録装置については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、なお従前の例によることができる。